

事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書(継続届出用)

受贈者、相続人等の氏名		入 力	確 認		
贈与者、被相続人の氏名		※	※		
<b>1 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細</b>					
<p>租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の 第40条の7の10第26項</p> <p>1の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日<sup>(注1)</sup>の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した 贈与税 猶予中 相続税 額の明細は、次のとおりです。</p>					
<b>(1) 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算</b>					
		イ	ロ		
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業 の用に供されなくなった日	・	・		
②	通知の有無	有	無		
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額	円	円		
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>	A	円 B		
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた 全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(注2)</sup>	円	円		
⑥	事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産に対応するものとして期限が 到来した猶予中贈与税額・相続税額(③×(④/⑤))	円	円		
<p>※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相 続税額の通知書」の送付を受けている場合には、その通知書に係るものについては通知書に記載された「猶予期限が確定した贈 与税・相続税の額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1③欄から⑤欄まで及び下記(2)の記載は不要です。</p>					
<b>(2) 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産</b>					
イ	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時 の価額 <sup>(注2)</sup>
					円
			合 計		A
ロ	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時 の価額 <sup>(注2)</sup>
					円
			合 計		B
<p>※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。</p>					
<b>2 再計算免除贈与税額・相続税額の明細</b>					
<p>租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の 第40条の7の10第26項</p> <p>1の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日<sup>(注1)</sup>の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。</p>					
認可決定日		必要経費不算入対価等の合計額	再計算免除贈与税額・相続税額		
・		円	円		
・		円	円		
・		円	円		

\* 欄には記載しないでください。

## 記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該報告基準日が最初の特例（贈与・相続）報告基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税額・相続税額があるときに継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法

(1) 「(1) 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。

なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。

(2) 「(2) 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、事業の用に供されなくなった日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(3) 「2 再計算免除贈与税額・相続税額の明細」欄は、特例事業受贈者・相続人等が租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合に記載します。

イ 「認可決定日」とは、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項に規定する認可決定日をいいます。

ロ 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。)の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

2 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。